

**第19号議案**

大田区南六郷創業支援施設条例の一部を改正する条例

1 改正理由

南六郷創業支援施設において設置する図工室の名称を試作室に改めるとともに、試作室の個人使用の使用料に係る規定を整備するため。

2 経過及び目的

当初の想定よりも3Dプリンターやレーザーカッターなどスペックの高い機材が入り、単なる工作レベルではなく商取引における試作品の作成に十分対応できる水準になったため「試作室」という名称とする。

また、機材によっては1日単位での利用が想定される。施設の利便性向上のため、個人使用における1日料金を導入する。

3 改正内容

施設		単位	金額
試作室	貸切使用	1日	6,500円
	個人使用	<b>1日</b>	<b>3,000円</b>
		1時間	1,000円

4 施行日

公布の日から施行する。